

(平成21年9月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を平成6年4月から同年9月までを36万円及び同年10月から7年2月までを34万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成7年5月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、同年3月及び同年4月の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月1日から7年3月31日まで
② 平成7年3月31日から同年5月1日まで

私がA社に勤めていた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が9万8,000円にされているのは納得できない。標準報酬月額を訂正してほしい。

また、平成7年4月30日まで、同社に引き続き勤務していたことは間違いないので、申立期間②について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁の記録では、当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は9万8,000円となっている。

しかしながら、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成5年10月から6年9月までは36万円及び同年10月から7年2月までは34万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった7年4月25日以後の同年5月8日付けで、6年4月1日に遡及して9万8,000円に訂正されていることが確認できる上、申立人以外の複数の従業員についても、申立人と同様に7年5月8日付けで遡及して標準報酬月額の訂正処理がされていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①当時、B担当の取締役であったが、経営や社会保険の手続には関与していなかったと主張しているところ、A社の元事業主に照会した結果、当該事業主は、「申立人は、取締役であったが、経営や社会保険の手続には関与していなかった。」と証言しており、申立人の主張のとおり、申立人は、社会保険業務について権限を有していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由は無く、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成6年4月から同年9月までは36万円及び同年10月から7年2月までは34万円に訂正することが必要と認められる。

申立期間②については、社会保険事務所の記録では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る処理は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成7年4月25日以後の同年5月8日付けで同年3月31日に遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、申立人以外の複数^{そきゅう}の従業員についても申立人と同様に同年5月8日付けで遡及して資格喪失の処理がされていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録から、申立人は、平成7年4月30日にA社を離職するまで同社に継続して勤務していたことが認められる上、当該事業所に係る商業登記簿謄本により、適用事業所でなくなったとされる同年3月31日において適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該事業所が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年5月1日であると認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、平成7年2月の社会保険事務所の記録から34万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年8月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を17年6月1日に、喪失日に係る記録を20年8月16日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年ごろから20年8月15日まで

私は、昭和17年ごろから終戦の20年8月15日までA社で勤務していたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する厚生年金保険手帳記号番号払出簿において、申立人の氏名が認められ、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和17年1月1日付けであることが確認できる。

また、当該払出簿によれば、申立人と同様に申立人が記憶する元同僚二人についても資格取得年月日が昭和17年1月1日付けで払い出されていることが認められるところ、当該元同僚らは、社会保険庁のオンライン記録において、労働者年金保険法が施行された同年6月1日付けで被保険者資格を取得し、申立期間における厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、当該元同僚については厚生年金保険被保険者記録が記載されている一方で申立人の氏名が確認できないところ、当該元同僚の前後の厚生年金保険手帳記号番号が多数欠落していることが確認できる。

加えて、当該名簿は、書換え後（表紙に「昭和22年5月24日」と記載）の名簿であると推認されるところ、書換えがなされる前の名簿は社会保険事務所

には保管されておらず、確認することができない。

その上、書換え後と推認される被保険者名簿と社会保険庁のオンライン記録との照合を行ったところ、当該被保険者名簿に記録があるにもかかわらずオンライン記録において記録が確認できない者及びオンライン記録に記録があるにもかかわらず当該被保険者名簿において記録が確認できない者が散見される。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行っていたものと認められる。

また、申立人は、終戦の日（昭和20年8月15日）にA社を退職したと主張しているところ、退職日の直前における同社の状況を鮮明に記憶しており、これらの記憶は、同社の社史に記載された内容とほぼ一致する上、当該社史には、申立人が退職したとする昭和20年8月15日に「各部門は操業を休止又は縮小した。」旨記載されていることが認められ、申立人の主張のとおり同年8月15日に退職したものと考えられることから、事業主は、申立人が同社を退職した翌日である同年8月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月1日から38年3月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年7月1日に、資格喪失日に係る記録を38年3月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月1日から38年4月1日まで

A社で働いていた期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の勤務内容に係る具体的な供述及び複数の元同僚の具体的な証言内容から、申立人が、申立期間のうち、昭和37年7月1日から38年3月20日までの期間について、A社（現在、B社）に勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同職種の元同僚には、A社における厚生年金保険被保険者の記録が確認できる上、当時の社会保険担当者は、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていた旨の証言をしている。

さらに、申立人及び元同僚が証言した申立期間当時のA社の従業員数と社会保険事務所の記録から確認できる厚生年金保険被保険者数がほぼ一致することから、申立期間当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月1日から38年3月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険庁のオンライン記録から、申立人と同職種の元同僚の標準報酬月額が2万円であることから、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に係る社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、社会保険事務所では当該届の記録がなされていないところ、あえて当該届を記録しないことは通常の事務処理では考え難いことからすれば、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年7月から38年2月までの保険料について納入の告知を行っていなかったものと認められ、事業主は、申立人に係る37年7月1日から38年3月21日までの保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立人は、当初、昭和38年3月21日から同年3月31日までの期間についてもA社に勤務していたと主張していたものの、他方で同社を退職してから1か月ほどして別の事業所で勤務したと述べている。当該事業所における申立人の被保険者資格取得日は、同年4月20日付けであるところ、この被保険者資格取得日は申立人の供述する内容と矛盾しない。

また、当時のA社の社会保険担当者の証言等から、当該事業所では、資格喪失日については21日付けとしていたことが推認される。

このほか、当該期間に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日(昭和43年6月13日)及び資格取得日(昭和44年7月1日)を取り消し、申立期間③における資格取得日に係る記録を昭和45年11月13日に訂正し、申立期間①に係る標準報酬月額を2万4,000円及び申立期間③に係る標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①については履行しておらず、また、申立期間③については、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月13日から44年7月1日まで
② 昭和45年8月18日から同年9月1日まで
③ 昭和45年11月13日から46年2月1日まで

私は、昭和43年4月から47年5月までずっとA社に勤務した。その間、45年8月から同年11月までB社に出向して勤務した。

厚生年金保険被保険者期間に空白期間があるのは納得できないので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、申立人の具体的な供述及び複数の元同僚の証言から、申立人が、A社に勤務形態及び業務内容の変更も無く継続して勤務(申立期間③については、B社への出向解除後の期間)していたことが推認できる。

また、証言を得ることができた複数の元同僚は、いずれも当該期間について厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、申立人及び元同僚が証言した当時のA社の従業員数と社会保険事務所の記録上の被保険者数がほぼ一致していることが確認できる上、複数の元同

僚は、「会社は、入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていた。」と証言していることから、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和44年7月の社会保険事務所の記録から2万4,000円とし、申立期間③の標準報酬月額については、46年2月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年6月から44年6月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人に係る申立期間③の保険料の事業主による納付義務の履行については、元代表者は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の申立期間③に係る当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主から申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、元同僚の証言から、申立人が、B社に出向し勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、B社の担当者に照会した結果、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していない。」と回答している上、当該事業所が保管する被保険者資格取得確認通知書における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、社会保険庁のオンライン記録と一致していることが認められる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年5月17日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、申立期間⑤について、B社の事業主は、申立人が昭和43年4月20日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年4月29日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万2,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、申立期間⑥について、C社の事業主は、申立人が昭和43年8月9日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月13日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、申立期間⑦について、D社の事業主は、申立人が昭和44年9月2日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月10日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、申立期間⑧について、E社F工場の事業主は、申立人が昭和44年9月17日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月11日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万8,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、申立期間⑨について、G社の事業主は、申立人が昭和44

年 10 月 11 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 10 月 22 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

申立期間のうち、申立期間⑩について、H社の事業主は、申立人が昭和 44 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 12 月 31 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2 万 8,000 円とすることが妥当である。

申立期間のうち、申立期間⑪について、I社の事業主は、申立人が昭和 45 年 2 月 5 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 3 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

申立期間のうち、申立期間⑫について、J社の事業主は、申立人が昭和 45 年 11 月 7 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 12 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2 万 8,000 円とすることが妥当である。

申立期間のうち、申立期間⑬について、K社の事業主は、申立人が昭和 45 年 12 月 8 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、46 年 2 月 21 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

申立期間のうち、申立期間⑭について、L社の事業主は、申立人が昭和 46 年 2 月 23 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 4 月 22 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂

正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3万9,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、申立期間⑮について、M社の事業主は、申立人が昭和46年5月4日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年5月23日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3万3,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、申立期間⑯について、N社の事業主は、申立人が昭和46年7月12日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年7月27日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、申立期間⑰について、O社の事業主は、申立人が昭和48年1月31日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年3月2日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年2月2日から同年2月9日まで
② 昭和47年4月1日から同年5月17日まで
③ 昭和51年5月11日から同年6月1日まで
④ 昭和53年7月4日から同年8月2日まで
⑤ 昭和43年4月20日から同年4月29日まで
⑥ 昭和43年8月9日から同年10月13日まで

- ⑦ 昭和 44 年 9 月 2 日から同年 9 月 10 日まで
- ⑧ 昭和 44 年 9 月 17 日から同年 10 月 11 日まで
- ⑨ 昭和 44 年 10 月 11 日から同年 10 月 22 日まで
- ⑩ 昭和 44 年 11 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
- ⑪ 昭和 45 年 2 月 5 日から同年 3 月 1 日まで
- ⑫ 昭和 45 年 11 月 7 日から同年 12 月 1 日まで
- ⑬ 昭和 45 年 12 月 8 日から 46 年 2 月 21 日まで
- ⑭ 昭和 46 年 2 月 23 日から同年 4 月 22 日まで
- ⑮ 昭和 46 年 5 月 4 日から同年 5 月 23 日まで
- ⑯ 昭和 46 年 7 月 12 日から同年 7 月 27 日まで
- ⑰ 昭和 48 年 1 月 31 日から同年 3 月 2 日まで

私は、結婚してから夫と共稼ぎで、夫と同じ事業所において同職種で同一期間勤務してきた。申立期間①、②、③及び④についても、夫と一緒に勤務し、夫には厚生年金保険の加入記録があるのに、私には無い。

申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

そのほか、申立期間⑤から⑰については、昭和 39 年ごろから 57 年ごろまでにかけて、複数の紡績関連の事業所において夫と一緒に勤務した。調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人の夫と一緒に勤務したとする申立人の具体的な供述及び複数の元同僚の証言により、申立人が当該期間において A 社に勤務していたことが推認できる。

また、複数の元同僚は、申立期間②について継続した厚生年金保険の加入記録が認められる上、一緒に勤務したとする申立人の夫についても厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、A 社の当時の事務担当者に照会した結果、「従業員を採用後 2、3 か月は社会保険に加入させない試用期間があったが、申立人の夫に厚生年金保険の記録があるのならば、申立人の夫と同時期に勤務した申立人も加入させていないはずはない。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人と同時期に勤務し、同職種の元同僚の社会保険事務所の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行し

たか否かについては、A社は適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡していることから不明であるが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、同年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①、③及び④については、申立人の具体的な供述及び一緒に勤務したとする申立人の夫の厚生年金保険の加入記録から、申立人が申立期間①においてP社に、申立期間③においてQ社に、申立期間④においてR社に、それぞれ勤務していたことは推認できる。

しかしながら、いずれの上記事業所も既に適用事業所ではなくなっており、当時の各事業所における関係者の証言を得ることができない上、申立人は、申立期間①、③及び④において勤務したとする各事業所の勤務期間は短期間であったと述べていること、及び各事業所における元同僚の記憶は無く、勤務期間等に係る証言を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管する申立期間①、③及び④に係る各事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間⑤から⑰については、社会保険事務所が保管する各申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と事実上の婚姻関係にあった夫の姓で、申立人と名前及び生年月日が一致する未統合被保険者記録が存在し、申立人と一緒に勤務したとする夫についても申立人と同様の被保険者記録が存在すると判断されることから、当該申立期間に係る各未統合被保険者記録は、申立人の被保険者記録に相違ないと判断できる。

なお、当該名簿及び当該原票により、申立期間⑤の標準報酬月額は、2万2,000円、申立期間⑥の標準報酬月額は、2万円、申立期間⑦の標準報酬月額は、1万8,000円、申立期間⑧の標準報酬月額は、2万8,000円、申立期間⑨の標準報酬月額は、2万2,000円、申立期間⑩の標準報酬月額は、2万8,000円、申立期間⑪の標準報酬月額は、1万8,000円、申立期間⑫の標準報酬月額は、2万8,000円、申立期間⑬の標準報酬月額は、3万6,000円、

申立期間⑭の標準報酬月額は、3万9,000円、申立期間⑮の標準報酬月額は、3万3,000円、申立期間⑯の標準報酬月額は、3万円、及び申立期間⑰の標準報酬月額は、4万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和36年7月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月24日から同年9月1日まで

私は、昭和36年7月にA社B出張所から同社本社に転勤になったが、その間、切れ目なく勤務していた。申立期間は同社本社で勤務していたので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録及び勤務内容等に係る申立人の具体的な供述並びに元同僚の証言から、申立人が、同社に継続して勤務し（昭和36年7月24日に同社B出張所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社本社における昭和36年9月1日の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社本社における昭和36年9月1日の資格取得については、事業主が保管する「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の資格取得日と一致していることが確認できることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年7月及び同年8月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和22年3月16日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和22年3月から同年5月までを180円及び同年6月から同年12月までを600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月16日から23年1月1日まで

私が所持する経歴証明書から、申立期間においてA社B支店C作業所で勤務していたことが分かるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び申立人が所持する経歴証明書から、申立人が、同社に昭和17年10月に入社し、38年7月1日に退職するまで継続して勤務し、申立期間においては同社B支店C作業所に勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、A社本社において昭和19年6月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得し、22年3月16日付けで資格喪失していることが確認できる。

また、社会保険事務所において、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は2種類保管されているところ、書換え前と考えられる健康保険厚生年金保険被保険者名簿（「23. 1. 1 書きかえ」との記載あり）から、申立人が同社B支店において、昭和23年1月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得したこととなっており、申立期間の記録が確認できない。

しかしながら、A社B支店の書換え後と考えられる健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和19年6月1日、資格喪失日は24年11月1日と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人と同様にA社本社から同社B支店に同時期に異動している元同僚二人について調査したところ、同社B支店における書換え前の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、元同僚二人についても、申立人と同様に期間の欠落が認められる。一方、同社B支店の書換え後と考えられる健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、申立人と同様に同社東京本社からの記録が継続したこととなっている上、当該元同僚の社会保険庁のオンライン記録では期間の欠落は無いことが確認できる。

加えて、社会保険事務所に当該記録の変遷や、元同僚の記録の矛盾点について確認したところ、「関連資料等が無く、このような状況になっていることについては不明である。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人が昭和22年3月16日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る社会保険事務所の記録から、昭和22年3月から同年5月までを180円及び同年6月から同年12月までを600円とすることが妥当である。

大分厚生年金 事案 299

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 40 年 9 月から 43 年 11 月まで
③ 昭和 49 年 5 月から 51 年 2 月まで

厚生年金保険の加入期間について照会した結果、加入記録が無いとの回答を受けたが、私は、申立期間①及び②については、A社において、また、申立期間③については、B社において、それぞれ勤務していたので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について

申立人は、申立期間①及び②当時、A社において勤務していたと主張しているところ、元事業主の妻に照会した結果、同人は、「申立人は、当社では短期間のパートとしての勤務であり、他に複数の事業所でも働いていたと思う。」と証言している

また、複数の元同僚も「申立人が、A社において勤務していた記憶はあるものの、常勤ではなかったように思う。」「申立人は、A社の繁忙期に短期間勤務したように思う。申立人と共に何か月間も一緒に勤務した記憶は無い。」と、それぞれ証言している。

さらに、申立人の当該事業所における記憶が曖昧であり、元同僚の証言を踏まえても、社会保険事務所において記録がある期間以外の勤務期間等を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間③について

申立人の供述から、申立人が申立期間③当時、C駅の駅ビル内のテナントのB社において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、D社に照会した結果、「申立期間当時、当社の関連会社を含め、C市に所在する店舗は無い。また、当社の社員名簿等に申立人の氏名は無い。」と回答しており、申立人が勤務していたとする事業所を確認することができない。

また、申立人は、元同僚に係る記憶が無く、勤務期間等に係る証言を得ることができない上、B社における勤務時間は5時間程度であったと述べている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 300

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 6 月 30 日から 6 年 6 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。
しかし、私は、申立期間について、A社において継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が所持する預金口座の給料振込記録並びに元同僚等の証言から、申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A社から提出された同社の社会保険個人別一覧表（従業員の厚生年金保険記号番号、資格取得日、資格取得日の標準報酬月額、退職日及び健康保険番号を記録したもの）によれば、同社において当時手続をなした申立人の被保険者資格の取得日（平成 6 年 6 月 1 日）及び喪失日（同年 9 月 21 日）は、社会保険事務所の記録と一致することが確認できる。

また、A社の現在の事業主に照会した結果、当該事業主は、「同社は、提出した社会保険個人別一覧表のみしか保管していない。申立期間当時の保険料控除等に係る関連資料は無く、当時の状況を知る者もない。」と回答しており、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等は、前記の社会保険個人別一覧表以外には不明である。

さらに、申立人が所持するA社が発行した申立人に係る平成 4 年分及び 5 年分の源泉徴収票及び平成 5 年度の市民税・県民税特別徴収税額通知書の社会保険料等の金額欄に記載されている金額では、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 301

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 1 日から 39 年 11 月 1 日まで
私は、申立期間においてA社でブルドーザーの運転手として勤務していたのに申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間のうち、昭和 37 年 9 月 1 日から 39 年 11 月 1 日までの期間についてA社に勤務していたことは確認できる。
しかしながら、現在、A社は既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び元事務担当者は居所不明であることから、厚生年金保険の加入状況等は不明である。

また、申立人と同職種の元同僚は、雇用保険の加入記録と厚生年金保険の加入記録が一致していないことが認められ、複数の元同僚は、入社後約 1 年半から 2 年後に厚生年金保険に加入している事実が認められることから、当時、事業主は、申立人と同職種の従業員について、入社後すぐには厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがわれる。

さらに、A社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者整理番号には、欠番が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 302

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月 1 日から 53 年 9 月 1 日まで
申立期間について、標準報酬月額が当時の給与額に対して低く記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び元同僚の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録と社会保険事務所が保管するA社（現在、B社）の厚生年金保険被保険者原票の記録が一致している上、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の推移について、元同僚と比較しても特段不自然な点は見受けられない。

また、申立人は、保険料額を記憶しておらず、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書及び源泉徴収票等の資料を所持していないため、標準報酬月額算定の基になった報酬月額を確認することができない。

さらに、申立期間当時、給与計算及び算定届を担当していたA社の元事務員に照会した結果、当該事務員は、「社会保険事務所の算定説明会に参加して、ルールどおりに処理していた。上司から社会保険料の控除額について具体的に指示されたこともない。」と証言しており、複数の元同僚も、「自分の年金記録について、特に疑問点はない。」と証言していることから、申立期間において、A社の標準報酬月額に見合う保険料の控除に関して事業主による作為があったとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月10日から同年5月12日まで
私は、昭和28年11月、A社B支社に入社し、29年12月退社まで継続して、C丸及びD丸に乗船し東シナ海における遠洋漁業に従事した。
船員保険被保険者として、その期間中は継続して勤務していたので、申立期間について、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社B支社が所有する船舶のC丸及びD丸に乗船していたと主張しているものの、同社に照会した結果、「当時の保険料控除等に係る届出などは不明である。」と回答している上、申立期間当時、船員保険に加入していることが確認できる複数の船員に照会した結果、申立人が、C丸及びD丸に乗船していたことを記憶している者はおらず、申立人が当該船舶に乗船し、勤務していたことを確認することができない。

また、A社B支社で陸上勤務していた従業員からは、「当時は、1航海は20日程度であり、航海ごとに雇入契約を結んでいたもので、下船すると、船員保険には加入させていなかったと思う。」と証言している上、申立人を記憶していないが、C丸に乗船し、申立人とほぼ同時期に船員保険被保険者資格を一旦喪失し、約2か月後に再度取得している者は、「私の船員保険の記録が無いのは、船を乗り換えた期間だと思う。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の船員保険被保険者名簿には、申立期間に係る船員保険被保険者整理番号に欠番が無いことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 308

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から 9 年 3 月 31 日まで

私は、A社において社会保険の手続を行っていたが、標準報酬月額の変更手続を行った覚えはない。

申立期間の標準報酬月額が引き下げられているのはおかしいので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が取締役を務めていたA社は、平成 9 年 3 月 31 日付けで適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、同年 4 月 11 日付けで申立人の申立期間に係る標準報酬月額 20 万円が、7 年 4 月 1 日まで遡及して 15 万円に訂正されていることが確認できる上、申立人以外の取締役二人も遡及訂正が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、代表取締役ではない（代表取締役であった夫が亡くなった平成 9 年 9 月から代表取締役に就任）ものの、社会保険の手続に関する業務を担当し、社会保険料の滞納があったことを認めている上、申立人は、「全喪手続後、数か月かけて社会保険料を完納した。」と供述するなど、申立人自身が滞納保険料の納付について、社会保険事務所と相談していたことが認められる。

また、申立人が所持する「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」において、標準報酬月額の欄に遡及訂正後の標準報酬月額が記載されていることが確認でき、標準報酬月額の引下げが行われたことを承知していたことがうかがえる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務の担当取締役である申立人が、自らを含む取締役の記録訂正処理に職務上関与しながら、当該標準報酬

月額減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。